

令和4年(2022年)12月22日

## 介護サービス事業者に対する行政処分について

札幌市では、「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」の規定に基づき、令和4年12月20日付けで下記のとおり処分を決定しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 法人名

法人名：有限会社健メディカル・サポート  
所在地：北海道北広島市大曲柏葉3丁目2番1号  
代表者：古舘 健一（ふるだて けんいち）

#### 2 事業所名：プラトーカーケアセンターオンリーワン

所在地：札幌市豊平区月寒東2条1丁目4-34 ハイデンスG0 1F

#### 3 事業の種類

指定地域密着型通所介護・指定第1号通所事業（平成31年1月1日指定）

#### 4 行政処分の内容

##### (1) 行政処分の内容

指定の一部の効力停止（新規利用者の受入停止）6か月間

##### (2) 行政処分の期間

令和4年12月20日から令和5年6月19日まで

#### 5 行政処分の理由

##### (1) 不正請求（法第78条の10第1項第8号）

地域密着型通所介護について、令和2年8月から令和3年6月までの期間、利用者2名に対して、利用がない日であったにもかかわらず、利用があったことにし、不正に増回して地域密着型介護サービス費を請求し、受領した。

また、令和2年6月から令和3年10月までの期間、利用者2名に対して、実際のサービス提供時間が5時間未満となっていたにもかかわらず、「所要時間6時間以上7時間未満」の時間区分にて、不正に地域密着型介護サービス費を請求し、受領した。

##### (2) 法令違反（法第115条の45の9第1項第6号）

上記のとおり、地域密着型介護サービス費の請求に関し不正を行い、法に違反したものと認められることから、第1号通所事業についても、地域密着型通所介護と同様に行政処分を行う。

#### 6 経済上の措置

不正請求によって受領した介護報酬を返還させるほか、介護保険法第22条第3項の規定により、当該返還金額に100分の40を乗じて得た加算額を請求する。

返還金額 約140万円（不正請求額 約100万円、加算額 約40万円）